

第2章 保育所等を利用するには

2-1 保育の必要性の認定

保育所等（保育所・認定こども園・小規模保育）を利用するには、2号認定又は3号認定が必要となります。これらの認定には、保護者のいずれもが下表に記載のある「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

保育を必要とする事由	保育必要量
就労（月60時間以上の労働）	短時間
①会社等に雇用されている者	月60時間以上120時間未満
②自営業中心者	標準時間
③自営業補助者	月120時間以上
妊娠又は出産	標準時間
保護者の疾病又は障がい	短時間（必要に応じて標準時間も認定）
同居の親族の介護又は看護	短時間（必要に応じて標準時間も認定）
災害の復旧	標準時間
求職活動又は起業準備	短時間
就学（学校、職業訓練施設等への通学又は通所）	短時間又は標準時間（授業時間に応じて認定）
虐待又はDV	標準時間
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	短時間
その他、これらに類する状態として市が認めた場合	短時間又は標準時間（必要に応じて認定）

※「集団生活に慣れさせたい。」というような理由だけでは、認定の対象にはなりません。

※事由によって、認定される保育必要量、認定期間及び必要書類等が異なります。

2-2 保育必要量

保育の必要性あり（2号認定・3号認定）と認定を受けた方は、その事由により、さらに「保育の必要量」を認定します。認定された必要量に応じて、保育施設の最大利用可能時間が異なります。

区分	利用できる保育時間
保育短時間	1日最大8時間（時間外保育を除く）（例）市立保育施設 8:00-16:00
保育標準時間	1日最大11時間（時間外保育を除く）（例）市立保育施設 7:30-18:30

※私立保育施設の設定時間は異なりますのでご注意ください。

★市内市立保育施設の利用イメージ（1・2・3号認定）

	7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	14:00	16:00	18:30	19:00
【1号認定（認定こども園の幼稚園的利用）】			預かり保育	随時登園	教育・保育時間		預かり保育		
【2・3号認定（短時間）】		時間外保育	利用可能な時間帯（8時間）＝保育必要量					時間外保育	
【2・3号認定（標準時間）】		時間外保育	利用可能な時間帯（11時間）＝保育必要量						時間外保育

※利用できる保育時間を越えた分については、時間外保育/預かり保育となり、別途料金がかかります。